

熊本市集約駐車施設適正配置検討業務委託 基本仕様書

第 1 条（適用）

本業務委託仕様書は、「熊本市集約駐車施設適正配置検討業務委託」（以下、「本業務」という）について適用するものとする。

第 2 条（目的）

本市では、中心市街地の交通円滑化等に向けて、駐車場の適正配置を推進している。この一環として、附置義務駐車場を外縁部へ隔地する集約駐車施設（フリンジ駐車場）の整備促進に向けた、整備に対する財政支援や既存立体駐車場の指定（以下、「集約駐車施設の指定等」とする。）を検討している。

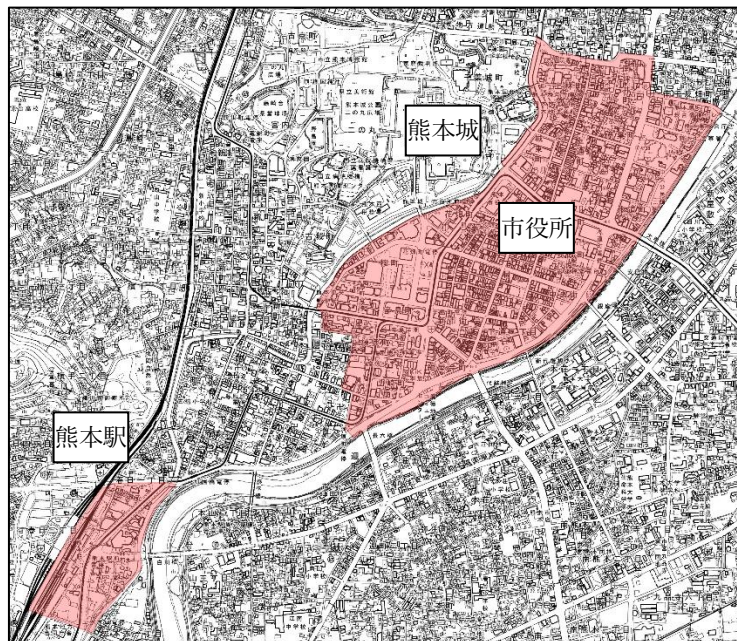
このため、本市の中心市街地の交通状況を踏まえた上で、交通円滑化等の効果が高い集約駐車施設の指定等をするための『評価指標』について検討するとともに、効率的な集約駐車場の整備に向けた『実施計画』の作成を行う。

第 3 条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結日から令和 3 年（2021 年）3 月 19 日までとする。

第 4 条（履行場所）

本業務の履行場所は、熊本市駐車場整備地区（案）およびその周辺とする。



第5条（準拠法令等）

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書による他、以下の各種法令及び規則等に準拠して作業を行うものとする。

- （1）駐車場法
- （2）熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例
- （3）都市計画法
- （4）都市再生特別措置法
- （5）道路法
- （5）熊本市駐車場整備計画（策定中）
- （6）都市再生特別措置法に基づく駐車場の配置適正化に関する手引き等（国土交通省）
- （7）その他関係法令及び諸規則

第6条（疑義）

本特記仕様書及び準拠法令等に記載の無い事項及び疑義を生じた場合は、熊本市（以下、甲という）と受託者（以下、乙という）が協議の上、甲の指示に従い業務を遂行するものとする。

第7条（秘密の保持）

乙は、本業務の実施中に知り得た秘密を他に漏らしてはならず、貸与についても予め甲の承認を得たもの意外は一切外部に漏らしてはならない。インターネット経由でのデータの受け渡しについては、安全性が十分確保できることが証明できるのであればこの限りではない。また、乙は本業務に関連して秘密漏洩等の問題が生じた場合は、すべての責任を負うと共に以後の処理については甲の指示に従うものとする。

第8条（手順）

乙は、業務の実施に先立ち、業務工程表・作業計画書の提出を行い、監督員に提出しなければならない。

第9条（検査）

本業務の成果品については、現場責任者及び管理技術者立会いの上、甲の検査を受けるものとする。

第10条（完了）

本業務は、成果品納入一覧表と共に成果品を提出し、完了検査を受け、検査合格により完了とする。また、業務の完了後といえども成果品に誤りが発見された場合は、甲の指示に従い速やかに訂正・補足等を乙の負担において処理しなければならない。

第 1 1 条（手直し）

業務完了後、乙の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を行わなければならない。これに要する費用は、乙の負担とする。

第 1 2 条（成果品の帰属）

1 取得財産について

有形、無形を問わず、本業務で得られた全ての財産は、甲に帰属する。

2 著作権の帰属

本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第 2 7 条及び第 2 8 条に規定する権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。

3 著作権の処理

本業務の実施による成果物は、映像、画像等の著作権について必要がある場合は、使用承諾を得る等の措置を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、乙の責任において対応するものとし、甲は責任を負わない。

第 1 3 条（業務内容）[参考資料参照]

1 現況の交通実態の把握

本市のまちなかの交通状況の現状・課題を把握する。平日と休日両方の交通状況を把握すること。

2 評価指標の設定

まちなかの交通状況等をふまえ、集約駐車施設の指定等をするための評価指標を設定する。

3 実施計画等の作成

評価指標等をもとに、集約駐車施設の指定等に向けた具体的な実施計画（位置・規模・事業費等）を作成する。

また、集約駐車施設における、効率的な附置義務駐車場の受入台数の考え方^{*}について検討すること。

※例えば、複数の建築物ごとにある附置義務駐車場を 1 カ所の集約駐車場に集約し効率化を図ることにより、集約駐車場の容量 100 台に対し、150 台の附置義務駐車場の受け入れを可能とする考え方など。

4 報告書の作成

上記作業項目における検討結果、作成資料等を整理し報告書を作成する。

5 打合せ議事

業務着手後、必要に応じて打合せを行う。

第14条（成果品）

成果品の仕様、数量等については下記のとおりとする。

- (1) 報告書 : 2部（A4縦）
- (2) 電子成果品 : 2部（CD-R又はDVD-R）
Microsoft で見ることのできるものとし、Word データか PPT
データか exel データで、編集可能なデータとする。
- (3) その他関係資料 : 一式

第15条（貸与資料）

- (1) 熊本市駐車場利用実態調査（HP公表済）

URL:https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=24445&sub_id=7&flid=211151

- (2) 平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査（HP公表済）

URL:<https://www.mlit.go.jp/road/census/h27/index.html>

- (3) 平成24年度熊本都市圏パーソントリップ調査データ
- (4) 附置義務駐車場台帳
- (5) 駐車場整備地区内の建築物の建て替わり想定